

1. 地域医療構想の進め方について

(平成30年2月7日付け 医政発02072第1号 厚生労働省医政地域医療計画課長通知)

[概要]

○地域医療構想の進め方

- (1) 地域医療構想調整会議において、平成37(2025)年における役割・医療機能ごとの病床数について合意を得た全ての医療機関の
 - ①平成37(2025)年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
 - ②平成37(2025)年に持つべき医療機能ごとの病床数、一般病床のうち医療施設以外でも対応可能な患者数を含んだ合理的方針をとりまとめること。
- (2) 病院事業を設置する地方公共団体は、公立病院について、病院ごとに「新公立病院改革プラン」を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、平成29年度中に、平成37(2025)年に向けた具体的対応方針を協議すること。
- (3) 公的医療機関等2025プラン対象医療機関は、公的医療機関等2025プランを策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、平成29年度中に平成37(2025)年に向けた具体的対応方針を協議すること。
- (4) その他の医療機関のうち、開設者の変更を含め構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、速やかに平成37(2025)年に向けた対応方針を協議すること。
- (5) それ以外の全ての医療機関については、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、遅くとも平成30年度末までに平成37(2025)年に向けた対応方針を協議すること。
- (6) 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関を把握した場合には、速やかに当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めること。ただし、病院・病棟を建て替える場合など、事前に地域医療構想調整会議の協議を経て、病床が全て稼働していない病棟の具体的対応方針を決定していれば、対応を求めなくてもよい。

- (7) 都道府県は、新たに病床を整備する予定の医療機関を把握した場合には、地域医療構想調整会議への出席を求め、①新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性、②新たに整備される病床が担う予定の病床の機能と当該構想区域の病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係性、③当該医療機能を担う上での、雇用計画や設備整備計画の妥当性等について説明するよう求めること。なお、開設者を変更する医療機関を把握した場合にも、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議への出席・説明を求めること。また、既存病床数及び基準病床数並びに将来の病床数の必要量との整合性の確保を図る必要がある場合には、地域医療構想調整会議での協議を経て都道府県医療審議会においても議論を行うこと。

○地域医療構想調整会議の運営

都道府県は、地域医療構想の達成に向けて、構想区域の実情を踏まえながら年間スケジュールを計画し、年4回は地域医療構想調整会議を実施すること。地域医療構想を進めていくに当たっては、地域住民の協力が不可欠であることから、会議資料や議事録については、できる限りホームページ等を通じて速やかに公表すること。

○病床機能報告について

- (1) 都道府県は、病床機能報告の対象医療機関であって、未報告であることを把握した場合には、当該医療機関に対して、病床機能を報告するように求めること。また、当該医療機関が、その命令に従わない場合には、その旨を公表すること。
- (2) 病床機能報告制度における回復期機能の解釈に当たっては、病床機能報告の集計結果と将来の病床数の必要量との単純な比較だけではなく、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向について十分に分析を行った上で、病床の機能分化及び連携を推進していくことが重要。

2. 地域医療構想を踏まえた地域包括ケアシステムの構築のための有床診療所の在り方について

(平成30年3月27日付け 医政発0327第1号 厚生労働省医政地域医療計画課長通知)

[概要]

- ・ 既存病床数が基準病床数や将来の病床数の必要量を下回る地域であって、今後、新たに療養病床及び一般病床の整備を行う際には、有床診療所の病床設置についても、地域医療構想調整会議で議論すること。
- ・ 都道府県知事が、病床設置が届出により可能となる有床診療所として適当であるか否かについて判断する際には、都道府県医療審議会の意見を聴く前に、予め、地域医療構想調整会議の協議を経ること。

3. 地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について

(平成30年6月22日付け 医政発0622第2号 厚生労働省医政地域医療計画課長通知)

[概要]

- ・ 都道府県単位の地域医療構想調整会議を設置し、①各構想区域における調整会議の運用に関する事、②各構想区域における議論の進捗状況に関する事、③各調整会議の抱える問題解決に関する事、④病床機能報告等から得られるデータの分析に関する事 等について協議すること。
- ・ 都道府県は、地域医療構想の進め方について研修会を開催すること。
- ・ 地域医療構想の議論が活性化するように、厚生労働省において地域医療構想アドバイザーを養成する。
- ・ 本年度末までに全ての医療機関について地域医療構想調整会議において協議を開始し、体的対応方針について速やかに合意できるように、平成29年度の病床機能報告における6年後及び平成37(2025)年の病床機能の予定に関するデータを平成37(2025)年に向けた対応方針とみなして地域医療構想調整会議で共有し、協議を開始すること。

4. 「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の公布について

(平成30年7月25日付け 医政発0725第10号 厚生労働省医政局長通知)

○地域医療構想に係る都道府県知事の権限の追加に関する事項

- (1) 都道府県知事は、病院の開設又は病院の病床数の増加の許可の申請があった場合において、当該申請に係る療養病床及び一般病床の数の合計が、医療計画において定める当該構想区域における将来の病床数の必要量の合計に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設等によってこれを超えることになると認めるときは、病院の開設等が必要である理由等を記載した書面の提出を求めることができるものとする。
さらに、その理由が十分でないときは、申請者に対し、地域医療構想調整会議における協議に参加するよう求めることができるものとし、また、調整会議での協議が調わないとき等は、申請者に対し、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう求めることができるものとする。
- (2) 都道府県知事は、協議及び説明の内容を踏まえ、病院の開設又は病院の病床数の増加の許可の申請の理由等がやむを得ないものと認められないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、申請者(公的医療機関等に限る。)に対し、病院の開設等の許可を与えないことができるものとする。

5. 地域医療構想調整会議の活性化のための地域の実情に応じた定量的な基準の導入について

(平成30年8月16日付け 医政発0816第1号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

[概要]

- ・ 各都道府県においては、地域医療構想調整会議における議論を活性化する観点から、本年度中に、都道府県医師会などの医療関係者等と協議を経た上で、地域の実情に応じた定量的な基準を導入されたい。